

川でつながる日光と江戸

ばいぼく と いかだかわさ
— 売木と筏川下げ —

日光市教育委員会事務局文化財課
歴史民俗資料館・二宮尊徳記念館
栃木県日光市今市 304-1
TEL：0288-25-7333
令和6年12月10日発行

はじめに

江戸時代、川は物資の輸送上、重要な役割を持っており、川を通して多くの人やモノが行き来していました。日光では、鬼怒川や大谷川の流れを利用した輸送が行なわれ、特に江戸時代中期以降、材木を筏に仕立て、江戸などへ流す売木が盛んに行なわれました【資料1】【図1】。売木を行っていた者は売木人と呼ばれ、川沿いの村々の指導者層を中心とした百姓等が活動していました。売木人は、農閑期の林産物の流通を通して自己の利潤とともに、村人たちの困窮した暮らしからの脱却や地域の発展などに寄与していました。

現在、鬼怒川や大谷川を筏が通る光景を想像するのは難しいですが、江戸時代ではありふれた光景でした。本展示では、当時のありふれた光景の再現を試みてみます。



▲【資料1】〔鬼怒川川筋河岸書入絵図〕（部分） 安政3年（1856）
大室関根矢太郎家文書 222 当館所蔵



◀【図1】下野国から江戸までの流路
（栃木県河川図（令和2年4月版）、国土地理院地図、国土数値情報河川データセット（NII作成）国土交通省のデータを翻案を基に作成）

【資料1】では、筏の流路が赤い点線で描かれており、鬼怒川から利根川、江戸川へと至る流路がN字型に描かれています。

1 領主による山林管理

江戸時代、山林は領主によって管理されており、立木の伐採には領主の許可が必要でした。百姓たちは、山林利用に制限を受けていましたが、山林の日常管理の役割を担いながら山林からの恩恵も受けていました。

1-1 江戸時代前期の山林利用

江戸時代前期、^{しもつけのくに}下野国では、^{うつのみやじょう}宇都宮城や宇都宮の城下町の整備、日光^{とうしやうしや}東照社（のちの東照宮）の^{ぞうえい}造営など、大量の材木を必要とする大工事がありました。これらの大工事に下野国内の材木も利用されたと考えられていますが、残念ながらそのことを示す資料は残っていません。

また、江戸で^{たいか}大火が起きると、下野国内の山林から材木が大量に輸送されました。明暦3年（1657）に江戸の町を焼いた明暦の大火では、多くの藩の屋敷が焼失し、^{あいづはん}会津藩では藩が管理する南山御蔵入領の横川村の横川山から材木を伐り出し【図2】、江戸の屋敷を再建しました。『会津藩家世実記』には、この時、横川山の立木を大方伐り尽したと表現されています。^{かんぶん}寛文8年（1668）の江戸の大火の後では、会津藩は、横川山周辺の山林から伐り出した材木を^{いかだ}筏に仕立てて、^{きぬがわ}鬼怒川を流して江戸へ輸送しています。江戸時代前期に材木の需要が高まった結果、各地の山林で乱伐が起きていました。



▲【図2】南山御蔵入領三依郷の位置

南山御蔵入領は、幕府領ですが、会津藩が管理する^{あすかりち}預地でした。三依郷は、横川村・上三依村・中三依村・独鈷沢村・芹沢村・五十里村から構成されていました。三依郷の中を今市と会津を結ぶ^{あいづにしきいどう}会津西街道が通り、多くの人やモノが通行していました。

このような歴史的背景から、三依郷は会津地方と非常に結びつきの強い地域です。

1-2 領主による伐採の制限

江戸時代前期の乱伐への対応として、江戸幕府は、山川掟を發布し、乱伐を防ぐために山林の保護に取り掛かります。日光においても、^{かんぶん}寛文7年（1667）に山林法度が出され、^{げんろく}元禄2年（1689）には日光山林御仕置之覚が出されています【図3】。門跡領内の山林は、日光山門跡の許可なく伐採することは禁じられていました。

日光神領内には、日光山所有の御立林（御林）が設定され【資料2】、御立林が所在する村の百姓が日常管理を行なっていました。御立林の立木を許可なく伐採すると過料が課されました【資料3】。また百姓個人が所有する山林（百姓持山）や村が管理する山林（村山・郷山）であっても、立木を許可なく伐採すること、他の領地から材木を購入して、江戸などへ販売することも制限されていました。以上のことは日光山のみならず多くの領主が行っていた政策で、火災や飢饉などの非常時への備えや治山・治水の観点から山林を保護していたのです。

一方で、寛文7年の山林法度で日光山は、門跡領の村々に対して、薪（御用薪）の納入を義務付けていました。なお、御用薪に加え御用炭の納入も義務付けられ、これらは、日光山や日光山門跡（輪王寺宮）が普段生活をする上野^{うえの}寛永寺へも納入され、門跡領の重要な役目の一つでした。

寛文七年の覚（山林法度）

一、日光山林之事、公儀御用木たるといえども、向後は御門跡方え相断るの条、みだりに伐採せざる候様に申し付けらるべく候、遠山の分は、社人支配しきたり、自今以後は御門跡方進退たるべき事。

一、社人・寺人屋敷付の山林は先規のごとくたるべし。ただし、御門跡用木等は相調うべき事。

一、御門跡入用薪の事、何の山においても、木の枝を伐り御門跡領百姓役として、一日に一駄宛、本坊え相納むべき事、以上。

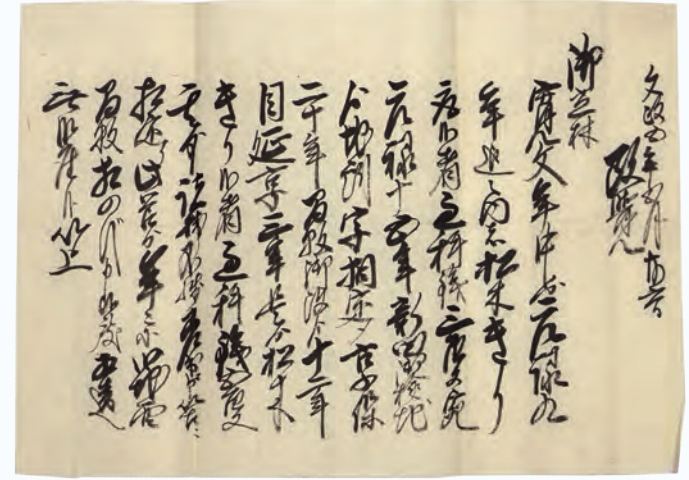
元禄二年の日光山林御仕置之覚

一、本より御立山においては、一切立木伐採申すまじき事。

一、前々より入り込みの山え、杣取り入り候は、向後一人につき山役として一ケ年に金子百疋宛出だすべし。もつとも山入りの杣人、山口図書札取るべし。ただし、春秋両度札吟味を遂げ、半年なりとも一年なりとも望み次第札遣わすべき事。

一、寛文七年御書出の通り、いよいよ御宮山・御仏殿、ならびに面々預かり山、その外房中松杉檜槻等、断りなくみだりに伐採り申すまじき事。

▲【図3】山林法度と日光山林御仕置之覚の内容
（『栃木県林政史』上巻、『いまいち市史』通史編IIIより）

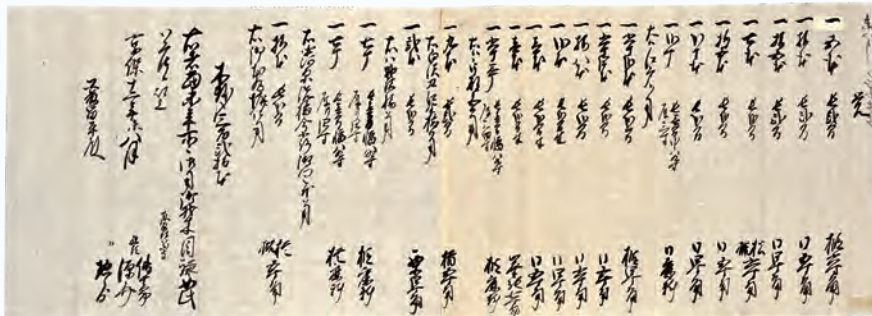


▲【資料 2】〔日光御領芹沼之内川室村御立林御絵図〕
享保 20 年（1735） 川室星芳夫家文書 1260 当館寄託

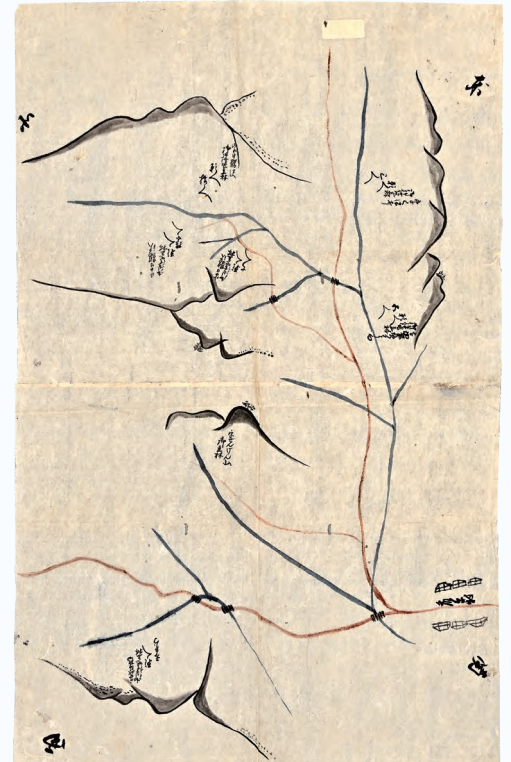
▲【資料 3】改覚 文政 5 年（1822） 川室星芳夫家文書 815
当館寄託

1 - 3 御用木の伐採

山林は保護され、立木の伐採は制限されていましたが、領主が必要とする場合は、御用木として木が伐採されていました。宇都宮藩領の藤原村（一時期は下総国佐倉藩領）では、藩の命令により御立林内の立木が伐採されていました【資料 4】【資料 5】。伐採された材木は、領内の橋の建設などに利用されています。普段の御立林の管理は、「御林守」として藤原村の百姓たちが担っていました。しかし、藤原村のとある御立林では、18 世紀中ごろに立木は伐採し尽くされ、柴や^{まぐさ} 秣しかない場所になってしまったと書かれています【資料 6】。そこで藤原村の百姓たちは、藩に対する^{みょうが} 冥加（恩恵に対するお礼）として、立木がなくなってしまった御立林に 3 年間で 2,400 本の杉・^{ひのき} 檜・^{とど} 榎・松を植えたいと宇都宮藩に願い出ています。



▲【資料 4】覚（当末年所々御用御材木目録） 享保 12 年（1727）
藤原星七郎家文書 220 当館寄託



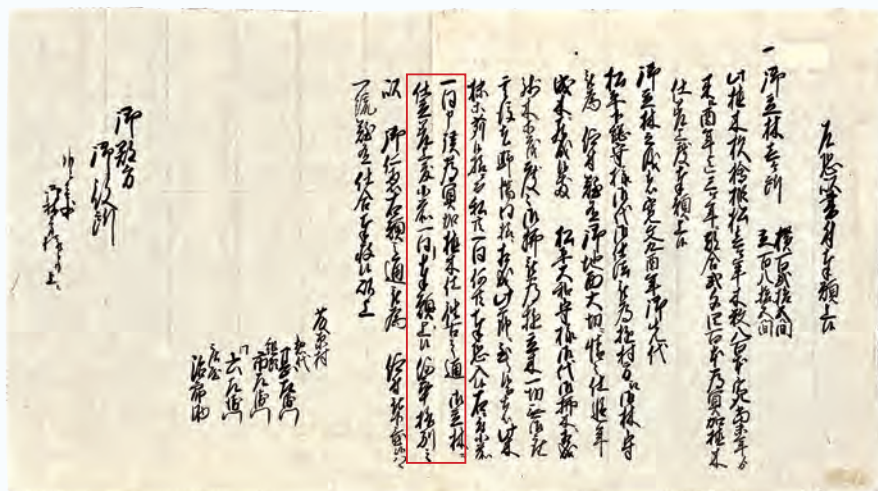
▲【資料 5】〔藤原村御立林御絵図〕 江戸時代中期から後期 藤原星七郎家文書 689 当館寄託



◀▲【資料 2】（部分）と【資料 5】（部分）

川室村の「御林」の境には塚が目印として作られ、塚には、「御本坊御林地内、
^{ふよう} 不用之人馬不可入、^{じんばはいるべからず}」と書かれた杭が立っていました。

藤原村では、「せんけん山」全体が御立林に設定されていたと考えられます。



一、御立林に仕立て差し上げた、小前百姓一同
御立林に仕立て差し上げた、小前百姓一同
お願い申し上げます。(後略)

〔前略〕 為冥加植木仕、往古之通 御立林ニ
仕立差上度、小前一同奉願上候、(後略)
〔大意〕 冥加として植木をして、往古の通り
御立林に仕立て差し上げた、小前百姓一同
お願い申し上げます。(後略)

▲【資料 6】乍恐以書付奉願上候 江戸時代中期から後期 藤原星七郎家文書 294 当館寄託

1 - 4 百姓たちの御立林利用

御立林は、領主によって立木の伐採が制限されていましたが、百姓が利用できる機会もありました。御立林の枯れ木(枯損木)や御用木を伐り出す際に邪魔になる木などは、百姓たちに払い下げられました。また百姓たちは、下草刈りや野火除けなどの日常管理を命じられ、御立林に立ち入った際に、下草や落ち葉、枯れ枝などを収集してきて、それらを肥料(刈敷・草木灰)に利用していました。

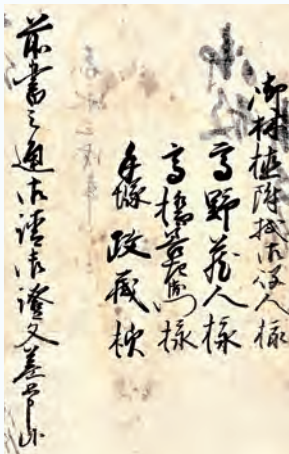
江戸時代後期には日光御殿役所が、大室村・川室村・小百村などの百姓たちに苗木の代金を与えて(5年間)、御立林への植林と下草刈りなどの管理を命じました【資料 7】【資料 8】。その見返りとして、立木が成長した際、材木の払下げ代金の 20%が百姓たちへ還元されることが約束されました。百姓たちは、御立林を日常的に管理することで、多くの見返りを得ていました。



▲【資料 7】差上申御請証文之事 嘉永 3 年 (1850)
大室村関根矢太郎家文書 97 当館所蔵



▲【資料 8】〔此度御領内御立林地所江、植込被仰出候二付御達〕
嘉永 3 年 (1850) 川室星芳夫家文書 1230 当館寄託



▲【資料 7'】差出申御請証文之事 嘉永 3 年 (1850)
川室星芳夫家文書 463 当館寄託

【資料 7】と同内容の資料は、大室村の他にも川室村や小百村にも残されています。いずれの村にも、御立林が設置されており、日光御殿役所が苗木代金を村に与える代わりに、村人たちには御立林の日常管理が任されていました。立木が成長した後は、立木の売却代金の 2 割が村に還元されることが約束されていました。

川室村に残った【資料 7'】の裏面には、日光御殿役所の担当者の名前が書かれています。その中の高野蔵人は、のち将監と改め、幕末に日光神領の特産品などを船を使って江戸まで輸送する通船計画を主体的に推進することになる人物です。

2 困窮と売木人の出現

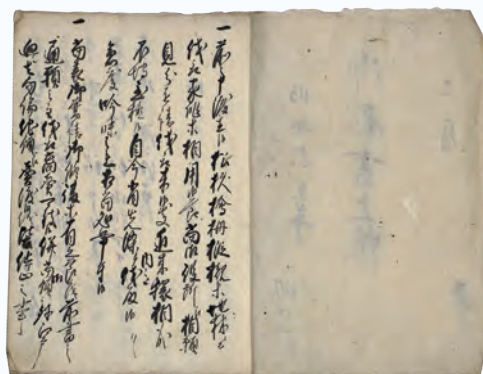
18世紀後半に起きた天明の飢饉は、日光神領の林産物の取り扱いにとって大きな転機となりました。日光神領の百姓たちにより、これまで制限されていた材木の江戸輸送（売木）が解禁され、売木を担う売木人たちは、仲間を組織し団結しました。

2-1 困窮した暮らしと売木

天明^{てんめい}2年（1782）から天明7年（1787）にかけて発生した天明の飢饉^{ききん}の中、日光神領の百姓は、困窮した暮らしからの脱却を目指し、日光神領では制限されている材木の江戸輸送の解禁を求めました【資料9】。実際には天明の飢饉以前から無許可で材木の輸送が行なわれていたとみられますが【資料10】、厳格な制限が次第に緩和し、領主側も百姓による売木を容認するようになります。

売木には、鬼怒川や大谷川沿いの村の指導者層の百姓などが関わっていました。そのような百姓たちは売木人と呼ばれ、活躍します。売木人は、売木を農業の合間に行なう農間渡世^{のうかんとし}としていました。百姓の本業は農業で、売木はあくまでも副業という位置付けです。そのため、売木は11月から3月までなどと期間を区切って、農閑期に行なわれていました。

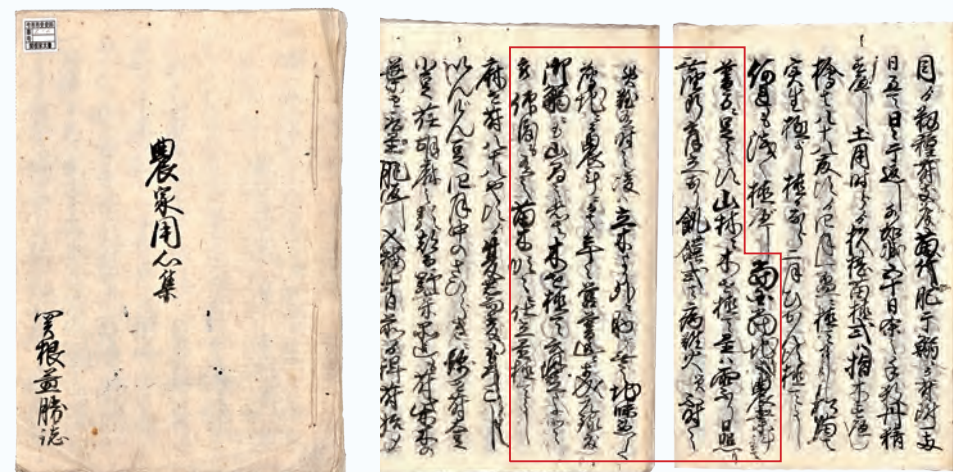
日光神領の大室村の名主矢之助^{のうかようじんしゅう}は、自身の著書『農家用心集』で木を植えることの重要性を説いています【資料11】。矢之助は、農業だけでは暮らしてゆくことは困難であり、飢饉や流行病、災害が発生した時には木を伐り、売ることによって暮らしを成り立たせることができると説明しています。



▲【資料10】御触書上帳 明和6年（1769）
町谷渡邊俊郎家文書 749 当館寄託



▲【資料9】乍恐以書付奉願上候 天明5年（1785） 町谷渡邊俊郎家文書 303 当館寄託



▲【資料11】農家用心集 慶応2年（1866） 大室関根矢太郎家文書 616 当館所蔵

【資料10】の赤枠部分
当国当地者、農業計ニ而者暮方ニ足らず、山林ニ木を植て置ハ、雨ふり・日照り無油断育立なり、飢饉・或者病難・火災・不時之災難有時々之凌ハ、立木より外ニ助け無之、地味悪しく薄地ニ而、農計ニ而者、年々営暮込ニ相成、元禄度御触ニも山間之者、木を植て育立よと被仰渡も有之、苗木順々ニ仕立置植てよし、

【資料11】赤枠部分（現代語訳）
下野国この大室村のあたりでは、農業だけで暮らしてゆくのは十分ではない。山林に木を植えておけば、雨が降り、日が照って木は育つのである。飢饉・病氣・火災・予測できない災難がある時にこれをしのぐには、立木の他に助けとなるものはない。土地の質が悪くやせた土地では、農業だけでは、年々暮しに行き詰まってしまふ。元禄年間に出された御触れにも山間に住む者は、木を植えて育てよとの仰せ渡しもある。苗木を順々に育てて置いて植えるのがよろしい。

2-2 日光の山中から江戸までのルート

日光の山中から伐り出された材木が、江戸まで運ばれる過程を確認してみます。立木が大量に存在する山林は、川幅が狭く、水量が少ない川の上流部に位置しています。川の上流部で伐り出された材木は、^{くだながし}管流と呼ばれる方法で一本ずつ下流へ流されていきます【資料12】。管流によって下流に流された材木は、川幅が広がった場所に設置された土場^{どぼ}と呼ばれる貯木場に集められ、そこで^{いかだ}筏に組み立てられました。現在の日光市で土場が存在していたのは、^{いまいちじゅく}今市宿・^{おおくわむら}大桑村・^{かわむらむら}川室村・^{はりがいむら}針貝村・^{こばやしむら}小林村・^{はらじゅくむら}原宿村・^{たかどくむら}高德村（^{なかい}中岩付近）などです【資料13】。

筏は、幅6尺（約1.81m）・長さ12間（21.72m）に組み立てられ、この長さの筏を一敷^{しき}と呼んでいました（四敷で一綱、『豊岡村誌』には、幅7尺〈2.12m〉・長さ2間〈3.64m〉を四段積み重ねたのを一編、一編を縦につなぎ合わせたのを一枚〈長さは8間〉と呼んだとあります）。材木同士をつなげるのに藤の蔓が使われ、^{ふじはらむら}藤原村では筏^{いかだ}として上平村（現在の塩谷町）など筏を組む河岸や土場に納入していました【資料14】。筏藤は、藤原村の「御用」、つまり役目として定期的に納入され、藤原村には山村ならではの役目が存在していました。

一敷の筏は、二人の^{いかだのり}筏乗が操っていました。筏は、^{だいやがわ}大谷川から鬼怒川へ、鬼怒川から利根川へと流れていました。利根川からは、^{しもうさのくに}下総国木野崎（現在の千葉県野田市）で筏から船に積み替えられる場合もあり、利根川の流れを遡りました。流れを遡った後、下総国関宿（現在の千葉県野田市）・^{さかい}境（現在の茨城県境町）周辺で江戸川に入り、江戸へ着いた筏は、材木問屋が軒を連ねる^{ふかがわ}深川や^{ほんじよ}本所に集められました【資料15】【資料16】。日光から江戸までは約7日を要したといえます。

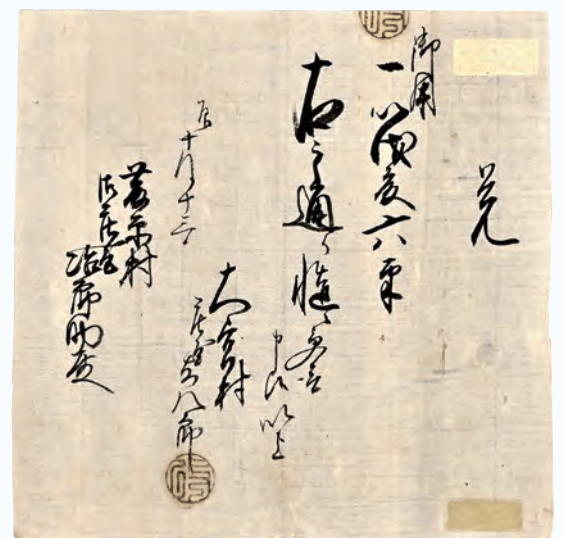


▲【資料15】広重『名所江戸百景 深川木場』, 魚栄, 安政3. 国立国会図書館デジタルコレクション
https://dl.ndl.jp/pid/1312342

売木は、農繁期を避けた^{のうかんとき}農間渡世として行なわれていました。そのため、雪が降る季節になると、^{しもつけのくに}下野国をはじめ、各地から深川に材木が集められていました。



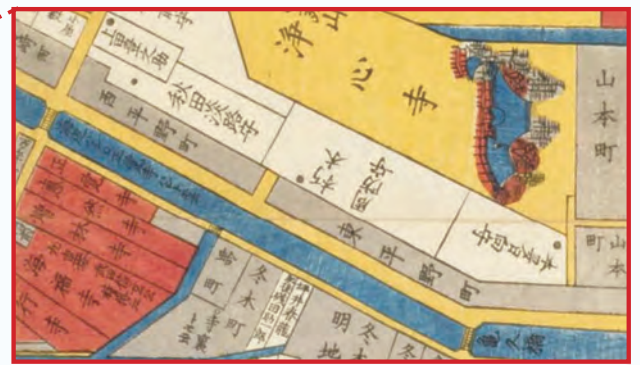
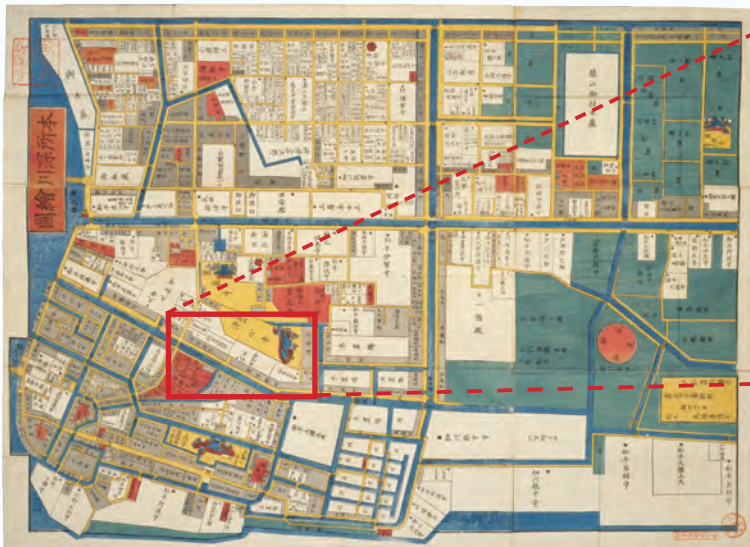
▲【資料12】平瀬徹斎編 ほか『日本山海名物図会 5巻』[2], 塩屋卯兵衛[ほか], 寛政9[1797] 求板・国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.jp/pid/2555437



▲【資料14】覚（御用筏藤6束、樋二受取申候二付）江戸時代 藤原星七郎家文書 288 当館寄託



▲【資料 13】中蔵之図（『日光山図巻』[2], 写・国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2592555>）



ひがしひらのちょう 東平野町の位置。水戸藩の御用商人である美濃屋が
あった場所です。美濃屋は、栗山郷から御用木として大
量の材木を運んでいました。詳細は 14 頁で紹介。

▲【資料 16】景山致恭, 戸松昌訓, 井山能知 // 編『〔江戸切絵図〕』深川絵図, 尾張屋清七, 嘉永 2 一文久 2 (1849-1862) 刊。
国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1286680>

2-3 鬼怒川の関所

うつのみやはん 宇都宮藩領内、鬼怒川沿いの上平村（現在の塩谷町）や
あくつむら 阿久津村（現在のさくら市）、
あぐつむら 汗村（現在の上三川町）など
には、いかだ 筏の通行を監視する関所（筏改所）が設けられていま
した【図 4】。宇都宮藩は、鬼怒川周辺を通行する材木を厳し
く監視し、通行料などの手数料（こうせん 口銭）を徴収していました。
筏改所では、通行手形を所持していない筏乗の通行を一切認
めませんでした【資料 17】。通行手形は、宇都宮藩（一時期は
さくらはん 佐倉藩）の役人によって発行され【資料 18】、筏改所では、通



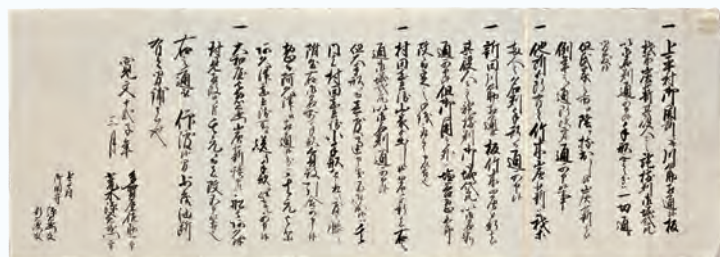
▲【図 4】鬼怒川沿いの筏改所・河岸の位置

◀【資料 1】(部分)

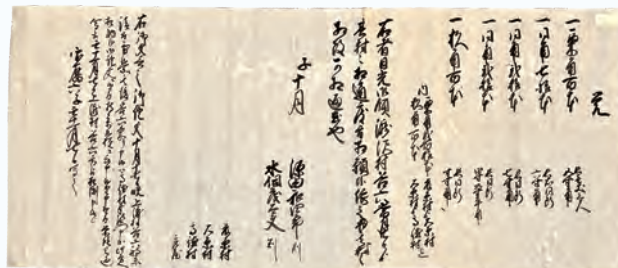
【資料 1】には、下野国内の鬼怒川沿いに所在していた河岸
等が書き込まれています。また上平村・阿久津村・汗村
に「筏改所」とあります。「筏改所」では、通行手形の
確認が行なわれ、通行手形を所持していない筏の通行は一
切認められませんでした。



行手形に書かれている材木の樹種・形状・本数などを改めて、通行の許可を行なっていました。また、【資料 18】の宛名は、^{ふじはらむら}藤原村・^{おおはらむら}大原村・^{たかどくむら}高德村の庄屋であるため、筏改所の他の村でも鬼怒川を流れる材木の改めは行なわれていたと考えられます。



▲【資料 17】〔上平村御閑所并川筋相通候板材木・炭薪、手形無之分ハ一切通
ス間敷候二付御達〕 寛文 12 年（1672、後年の写し） 川室星芳夫家文書 381
当館寄託

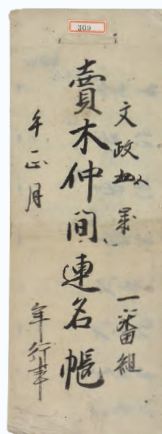


▲【資料 18】寛（栗・杉角通御証文写し） 宝暦 6 年（1756）
藤原星七郎家文書 228 当館寄託

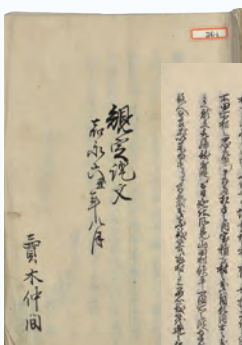
2－4 上流と下流の対立

^{うつのみやはん}宇都宮藩領の上平村や^{うわだいらむら}阿久津村などでは、^{いかだ}筏の通行を許可する際に、川底に堆積した土砂を取り除く^{かわさら}川浚いの費用など様々な名目で手数料（^{こうせん}口銭）を徴収していました（【表 1】の川下げ手数料）。この手数料が多額になる場合があり、上流の村の^{ばいばくにん}売木人たちは不満に感じていました。また、下流の村では、橋桁と橋桁の間隔を狭めて、筏が口銭を支払わず無理に通行しようとする、筏が通行したときに橋が損傷したなどと言いがかりをつけるような「利不尽」（理不尽）な行為が行なわれていました。さらに阿久津河岸からは船による輸送も行なわれており、筏と船で混雑する箇所もありました。そのような場所では、船乗りと船宿が共謀して、筏との接触によって船が破損したなどと言いがかりをつけて、金銭が請求されているなどと上流の村々は訴えています【資料 19】。

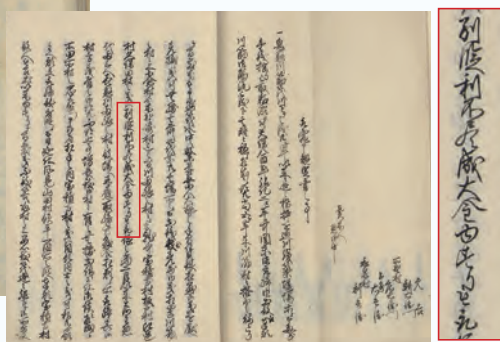
これらの理不尽な扱いに対応するため、^{にっこうじんりょう}日光神領の^{ばいばくにん}売木人たちは仲間と呼ばれる集団で結束することで、数の力で問題の解決を図りました【資料 20】。日光神領の村々は^{じんりょうぐみ}神領組、宇都宮藩領や^{はたもと}旗本領の村々は^{かわべぐみ}川辺組を結成し【図 5】、時には上流部の村同士として神領組と川辺組は協力して下流部の村の不当な要求等に対処していました。



②



①



別段利不尽なる大金ゆすり取られ

【表 1】筏 1 綱を川下げに伴う諸費用（『いまいち市史』通史編 III より作成）

項目	費用額
川下げ手数料	小手形代 銭 300 文
	上平筏宿 銭 200 文
	上平村源右衛門 銭 200 文
	大宮村与五平 銭 200 文
	阿久津筏宿 銭 200 文
	阿久津村久右衛門 銭 200 文
	汗御番所 銭 100 文
小計	銭 1,400 文
乗子賃金及び雑用	阿久津～吉田河岸 金 1 両
	上乗賃金及び雑用 金 1 両 1 分
	吉田～関宿 金 2 両
	関宿～江戸深川 金 2 両
	上乗り賃金及び雑用 金 4 両 1 分
その他の雑費	小計 金 1 両 2 分 2 朱
	白米 1 石 35 銭 412 文
	味噌 銭 600 文
	薪代 銭 300 文
	桶 2 つ 銭 148 文
	筵 10 枚 銭 600 文
	鍋 1 つ 銭 500 文
	茶碗・杓子その他 銭 348 文
	汁の実 銭 200 文
	煮しめ（1 度 10 文宛） 金 1 分
	たばこ 金 2 朱
	魚 銭 300 文
	手子 10 本 銭 80 文
	小竿 12 本 銭 400 文
	大竿 3 本 銭 250 文
	あじ場 銭 50 文
	竹網 1 本 銭 500 文
	連じやく 銭 64 文
	出祭り 銭 200 文
	山川祭り 銭 200 文
	小滝下祭り 銭 200 文
	又兵衛祭り 銭 200 文
	小山祭り 銭 200 文
	新蔵祭り 銭 200 文
	境宿茶代 銭 48 文
	行人川岸茶代 銭 48 文
	関宿祭り 銭 400 文
	御番所懸り堀浚その他 金 1 分
	新川茶代 銭 48 文
	小計 金 2 両 1 分
	銭 6,496 文
	金 6 両 2 分
合計	銭 7,912 文
(計算上は 7,896 文)	

①【資料 19】規定証文 嘉永 6 年（1853） 町谷渡邊俊郎家文書 364
当館寄託

②【資料 20】売木仲間連名帳 文政 5 年（1822）
町谷渡邊俊郎家文書 309 当館寄託

2-5 日光の筏乗

鬼怒川の急流の中、筏を操る筏乗には、高い技術が求められていました【資料 21】。筏乗は、長い竹竿で筏を操る必要があり、急流に対応できなければ川に投げ出される危険性がありました。また、川は氾濫を起こすたびに流れが変化し、氾濫の前と後では流れが変化することもありました。それに加えて、下流の村では理不尽な扱いを受けることもあり、筏乗は自然と気性が荒々しくなっていました。筏を江戸まで流した後、帰路の宿場などで遊興にふけり、所持金を使い果たして村へ戻った筏乗もいたといわれています。そのような筏乗たちは、次のような筏節と呼ばれる歌を歌って川を下っていました。

へ前は利根川 わたれば武蔵 ここは下総 まつど河岸

いやだいやだよ 筏の小屋は 大黒柱は ふじの蔓

筏でてゆく 女房がおくる 早くこいよと 目に涙

口の悪いのは 土方に船頭 それにつづくは 筏乗り

弘化 2 年（1845）に鬼怒川を下った筏は 1,737 敷で、その内神領組売木人の筏は 1,156 敷でした。神領組売木人の筏は、実に全体の 3 分の 2 を占めました。

3 神領組の売木人

日光神領の村々を中心に結成された神領組は、仲間以外の商人を排除し、権利を独占しようとしていました。売木人たちは、自己の利益とともに、領内の安定や雇用の創出を目的として売木を行っていました。

3-1 売木人仲間

日光神領の売木人仲間は、神領組と呼ばれ、人数は 63 人で固定されます【資料 22】。売木人の多くは、鬼怒川や大谷川周辺の村に居住していました【表 2】【図 5】。売木の権利は、株として売買の対象になっており、63 人という人数を維持しながら売木人は入れ替わっていました。しかし、売木人が 63 人以上になることは認めず、仲間以外の商人や新規参入者を排除した排他的な性格を有していました。

【表 3】は、嘉永 6 年（1853）秋から嘉永 7 年（1854）冬までのおよそ半年間に鬼怒川を下った神領組の筏の敷数を多い順に示したものです。この期間は、小百村の嘉蔵が他人名義も含めると最も多くの筏を流していました。一方で売木人のおよそ 4 分の 1 にあたる 14 人は筏を 1 敷も流しておらず、損益を判断してこのような選択をする売木人も存在していました。



▲【資料 21】 広重『名所江戸百景 川口のわたり善光寺』 魚栄 安政 4 年（1857） 国立国会図書館所蔵（国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1312256>）



▲【資料 22】〔筏川下ヶ売木仲間鑑札〕江戸時代後期から幕末 当館所蔵
写真の左から 2 枚は大室村関根矢之助分、右の 1 枚は土沢村手塚源内分
縦：55.0cm 横：20.5cm 厚さ 2.2cm

鑑札の売木人の名前が書かれてある面には、「改」という文字があります（「六拾三人組」と売木人の名前の間）。これは禁止されていた株仲間が、嘉永 3 年（1850）に解禁され、売木人仲間も再結成されたためと考えられます。株仲間の解散以前の天保 11 年（1840）に神領組の売木人は、日光御殿役所に対して鑑札の拝借を願い出ています（【資料 25】）。

この時、売木人に与えられた鑑札の大きさは、縦 5 寸（15.15cm）、横 3 寸（9.09cm）、厚さ 3 分 5 厘（1.06cm）でした。これに比べると【資料 22】の鑑札は、はるかに大きい鑑札だということが分かります。

【表2】神領組売木人の人数の変遷

和暦 (西暦)	売木人の居住地 ※ () 内の数字は人数の増減を表す。 ※町谷渡邊俊郎家文書 130 (天保8年)、135 (天保11年) 大室関根矢太郎家文書 774 (天保10年)、999 (嘉永6年)、97 (文久2年)、818 (慶応元年) より作成	合計
天保8年 (1837)	町谷村6人 轟村4人 大渡村3人 川室村(新田含む) 2人 大桑村2人 栗原村3人 佐下部村2人 原宿村2人 小百村4人 柄倉村2人 小佐越村2人 瀬尾村(本郷) 2人 瀬尾村(高百) 1人 瀬尾村(高畑) 1人 所野村3人 倉ヶ崎村2人 芹沼村(新田含む) 2人 松原町1人 今市宿3人 大室村3人 大沢宿2人 土沢村2人 吉沢村2人 長畑村1人 小来川村1人 和泉村1人 森友村1人 室瀬村2人 沢又村1人	63 株
天保10年 (1839)	町谷村5人(-1) 轟村4人 大渡村3人 川室村(新田含む) 3人(+1) 大桑村4人(+2) 栗原村2人(-1) 佐下部村1人(-1) 原宿村1人(-1) 小百村5人(+1) 柄倉村2人 小佐越村2人 瀬尾村(本郷) 2人 瀬尾村(高百) 1人 瀬尾村(高畑) 2人(+1) 所野村2人(-1) 倉ヶ崎村2人 芹沼村(新田含む) 1人(-1) 松原町1人 今市宿3人 大室村3人 大沢宿2人 土沢村3人(+1) 吉沢村2人 長畑村1人 小来川村1人 和泉村1人 森友村1人 室瀬村1人(-1) 沢又村1人 針貝村1人(+1)	63 株
天保11年 (1840)	町谷村5人 轟村4人 大渡村3人 川室村(新田含む) 2人(-1) 大桑村2人(-2) 栗原村2人 佐下部村3人(+2) 原宿村2人(+1) 小百村4人(-1) 柄倉村2人 小佐越村2人 瀬尾村(本郷) 2人 瀬尾村(高百) 1人 瀬尾村(高畑) 1人(-1) 所野村3人(+1) 倉ヶ崎村2人 芹沼村(新田含む) 2人(+1) 松原町1人 今市宿3人 大室村3人 大沢宿2人 土沢村3人 吉沢村1人(-1) 長畑村1人 小来川村1人 和泉村1人 森友村1人 室瀬村1人 沢又村1人 針貝村0人(-1) 千本木村2人(+2)	63 株
天保14年(1843) 株仲間解散により売木人仲間解散 嘉永3年(1850) 株仲間解禁により売木人仲間再結成		
嘉永6年 (1853)	町谷村4人(-1) 轟村5人(+1) 大渡村1人(-2) 川室村(新田含む) 5人(+3) 大桑村3人(+1) 栗原村1人(-1) 佐下部村1人(-2) 原宿村2人 小百村2人(-2) 柄倉村3人(+1) 小佐越村1人(-1) 瀬尾村(本郷) 0人(-2) 瀬尾村(高百) 3人(+2) 瀬尾村(高畑) 3人(+2) 所野村3人 倉ヶ崎村0人(-2) 芹沼村(新田含む) 3人(+1) 松原町1人 今市宿5人(+2) 大室村4人(+1) 大沢宿1人(-1) 土沢村1人(-2) 吉沢村0人(-1) 長畑村0人(-1) 小来川村0人(-1) 和泉村2人(+1) 森友村0人(-1) 室瀬村1人 沢又村1人 針貝村2人(+2) 千本木村1人(-1) 水無村1人(+1) 瀬川村1人(+1)	61 株
文久2年 (1862)	町谷村4人 轟村4人(-1) 大渡村0人(-1) 川室村(新田含む) 4人(-1) 大桑村4人(+1) 栗原村0人(-1) 佐下部村1人 原宿村0人(-2) 小百村5人(+3) 柄倉村2人(-1) 小佐越村2人(+1) 瀬尾村(本郷) 2人(+2) 瀬尾村(高百) 1人(-2) 瀬尾村(高畑) 3人 所野村3人 芹沼村(新田含む) 2人(-1) 松原町0人(-1) 今市宿6人(+1) 大室村3人(-1) 大沢宿0人(-1) 土沢村1人 長畑村1人(+1) 和泉村2人 森友村2人(+2) 室瀬村1人 沢又村1人 針貝村3人(+1) 千本木村2人(+1) 水無村0人(-1) 瀬川村2人(+1)	61 株
慶応元年 (1865)	町谷村3人(-1) 轟村4人 大渡村1人(+1) 川室村(新田含む) 3人(-1) 大桑村6人(+2) 佐下部村3人(+2) 小百村3人(-2) 柄倉村2人 小佐越村2人 瀬尾村(本郷) 4人(+2) 瀬尾村(高百) 1人 瀬尾村(高畑) 0人(-3) 所野村3人 芹沼村(新田含む) 2人 今市宿7人(+1) 大室村4人(+1) 土沢村2人(+1) 長畑村1人 和泉村2人 森友村1人(-1) 室瀬村1人 沢又村1人 針貝村3人 千本木村2人 瀬川村1人(-1) 株取返し1(+1)	63 株

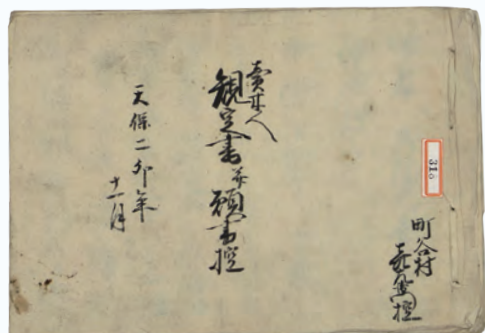


▲【図5】売木人の居住地（神領組は天保8年当時、川辺組は天保5年当時の状況）

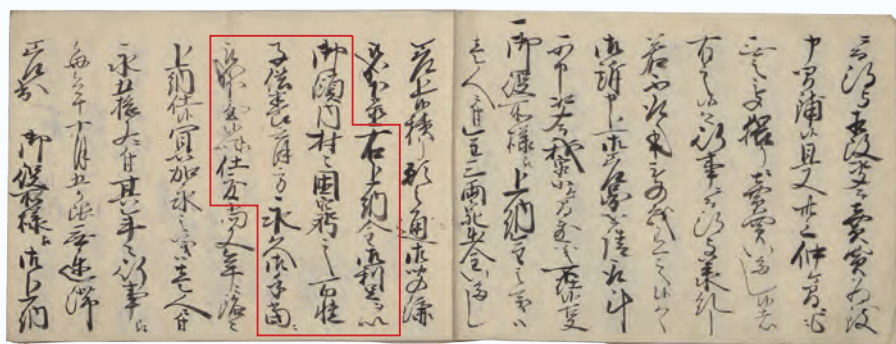
ばいばくにん かぶ
売木人の営業権は株と呼ばれ、
神領組では63人の売木人によって独占されていました。しかし、売木には多大な費用がかかるため、株を保有できなくなった百姓が時として株を別の百姓に売り渡すことがありました。

【表2】からも分かるように売木人の株は頻繁に売買され、所有者がなく株が余っている年もあります。

また、売木人仲間が権利を独占する代わりに、日光奉行所へ納める^{にっこうぶぎょうしよ}上納金^{じょうのうきん}の使い道は注目できます。上納金を1人3両ずつ納入し、そのお金を運用することによって困窮している百姓の救済・小児の養育の費用を生み出すことを目指しています。さらに領内の百姓たちを木を伐る^{そま}杣^{いかだのり}や筏乗として雇うことで、領内に雇用を創出していました。売木人たちは、自身の利益の他、地域内の安定も図っていました【資料23】【図6】。



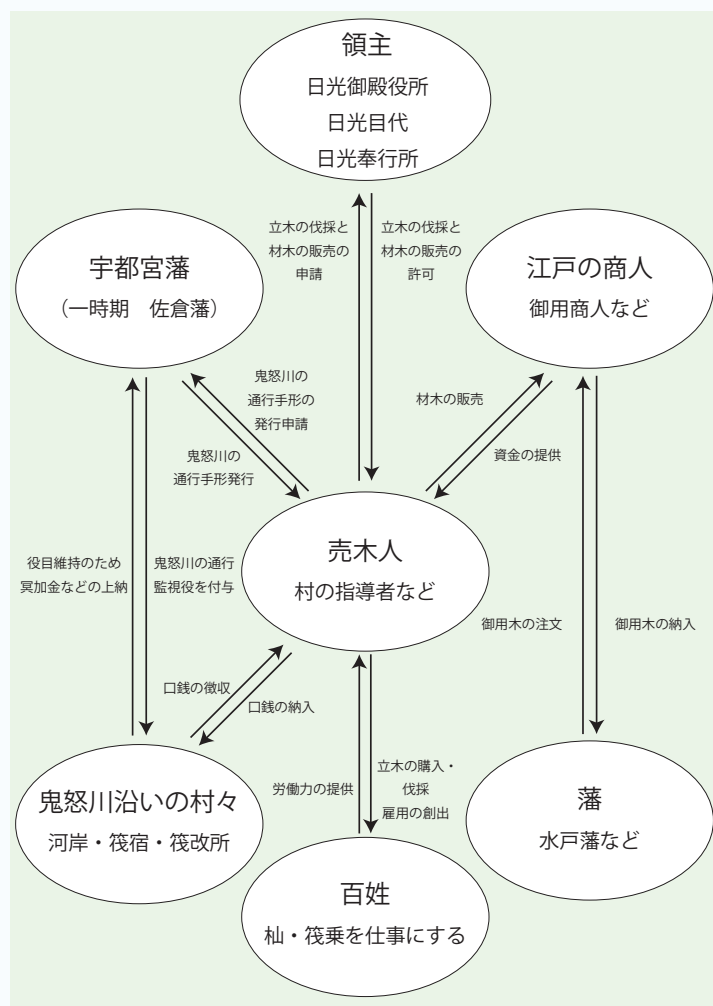
▲売木人仲間規定向井筏川下ヶ印鑑
「日光御領売木仲間」



▲【資料23】 売木人規定書并願書控 天保2年（1831） 町谷渡邊俊郎家文書318 当館寄託

右上納金御利足^{りそく}ヲ以^{もつて}、御領内村々困窮之百姓^{（注）}・子供養育方、永久御手当ニ被成下置候様仕度、
（一人三両の）上納金の利息をもつて、御領内村々の困窮して
いる百姓や子供の養育のため、（日光奉行所様による）永久の
御手当にしてくださいようにいたしたい。

【表3】 神領組の売木人が嘉永6年秋から嘉永7年冬のおおよそ半年間に流した筏の数の内訳（町谷渡邊俊郎家文書686より作成）



▲【図6】 売木業の関係性を示した簡略図

居住地	名前	筏の回数	組名
室瀬村	弥源次	10	南組
松原町	源蔵	9	中組
大室村	嘉兵衛	9	南組
大室村	源右衛門	9	南組
川室村	甚兵衛 (又右衛門引受)	7	中組
轟村	治五右衛門	7	中組
瀬尾村	桑吉	7	中組
針貝村	甚右衛門	7	南組
今市宿	佐兵衛	7	南組
原宿村	藤吾	6	入組
千本木村	仙吉	6	中組
川室村	重右衛門 (又右衛門引受)	5	中組
和泉村	左門	4	南組
和泉村	利兵衛	3	入組
瀬川村	勝蔵	2	中組
所野村	平吉	2	中組
吉沢村	孫右衛門	2	南組
千本木村	武兵衛	2	南組
所野村	右兵衛	0	入組
小百村	平蔵	0	入組
佐下部村	八郎左衛門	0	入組
柄倉村	平蔵 (小百村嘉蔵引受)	0	入組
柄倉村	重左衛門	0	入組
瀬尾村 (高畑)	文吉	0	入組
川室村	喜兵衛	0	中組
川室村	吉兵衛	0	中組
轟村 (曲沢)	伝左衛門	0	中組
大渡村	源吉 (忠右衛門引受)	0	中組
今市宿	新助	0	中組
吉沢村	藤吾	0	南組
大室村	喜平次	0	南組
水無村	清七郎	0	南組
合計	61名	830 数	

3-2 売木人と御威光

神領組の売木人の史料には、「御威光」という言葉をたびたび見ることができます。威光とは人びとがおそれ敬い、それに従おうとする力のことですが、日光神領内における「御威光」とは、東照大権現や天皇の子どもや養子が代々就任した輪王寺宮に伴うものと考えられます。日光神領内の筏乗であることを証明する木札には、輪王寺宮の紋である鎧山の焼印が押されています【資料24】。

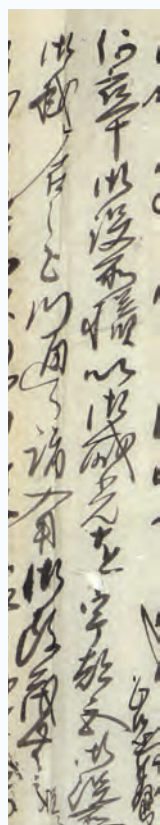
鬼怒川下流（特に宇都宮藩領内）で神領組の筏乗は、たびたび通行を妨げられたり、不当に手数料を徴収されるなどの理不尽な扱いを受けたと被害を訴えています。このような時、売木人たちは日光奉行所や日光御殿役所に対して、「御威光」の力をもって宇都宮藩と交渉してほしい旨を願い出ています。また、売木人の鑑札が御殿役所から交付された際も、「御威光」を笠に着た行動を取らないことを約束しています【資料25】。



▲【資料24】〔筏乗人木札〕 江戸時代中期から後期
町谷渡邊俊郎家文書 243 当館寄託



▲【資料25】御焼印御鑑札請書帳 天保11年（1840）
町谷渡邊俊郎家文書 136 当館寄託



▲「御威光」の用例①（【資料9】の内容）

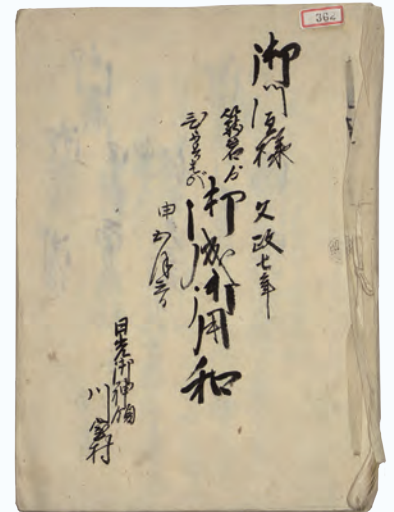
（大意）
何卒御役所様のご威光をもつて、宇都宮藩の御役所へお掛け合ひの上、川通りの諸人用のお改め（手数料の徴収）もないほどに（してくだされば）

（大意）
今回、御本坊様の御焼印が押された御鑑札を、神領組の売木人一人一人にお拝借したいことを願ひ上げたてまつりましたところ、早速お聞き届けになり、願ひの通りお拝借を仰せ付けられ、この度お渡し下され、たしかに受け取り申しました。その上は、ご威光がましいことは勿論、むやみやたらに取り扱うことのないように申し渡されましたこと、承知つかまつりました。

▲「御威光」の用例②（【資料25】の内容）

3－3 御威光の源 輪王寺宮について

日光山の門跡である輪王寺宮は、明暦元年（1655）に成立した宮門跡です。後水尾天皇の皇子である守澄法親王を初代として江戸時代を通して12人の輪王寺宮がいました（うち1人は再任）【表4】。輪王寺宮は代々、天皇の皇子や養子が就任しており、江戸上野の東叡山寛永寺の門跡を兼任し、時には天台座主にも就任していました。普段、輪王寺宮は寛永寺にいますが、東照宮の祭礼を執り行なうために、毎年4月と9月、年末年始に日光山へ赴いていました。日光での住居は本坊（現在の三仏堂の場所）で、本坊に隣接する逍遙園は、宮のために整備された庭園です。輪王寺宮の中には、4月の祭礼後の寛永寺に戻る前に、鬼怒川沿いの籠岩へ御成する宮もいました。籠岩は、日光神領の景勝地として有名で、日光に参詣した人の多くが立ち寄っていました【資料26】。輪王寺宮の御成の際には、籠岩近くの大桑村や川室村の百姓が道案内を仰せ付けられており、御殿役所の役人による川室村の御立林の見分も同時に行なわれていました【資料27】。



▲【資料27】御門主様籠岩方ひよとりはが御成御用和 文政7年（1824）川室星芳夫家文書 362 当館寄託



▲【資料26】籠岩（『日光山図巻』[2], 写 . 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2592555>）

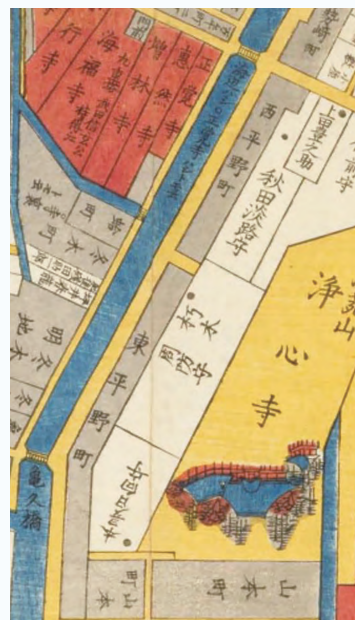
【表4】歴代の輪王寺宮一覧

	名前	生没年	就任	辞任	父
1	守澄法親王	寛永11年（1634）～延宝8年（1680）	承応3年（1654）	延宝8年（1680）	後水尾天皇
2	天真法親王	寛文4年（1664）～元禄3年（1690）	延宝8年（1680）	元禄3年（1690）	後西天皇
3	公弁法親王	寛文9年（1669）～正徳5年（1715）	元禄3年（1690）	正徳5年（1715）	後西天皇
4	公寛法親王	元禄10年（1697）～元文3年（1738）	正徳5年（1715）	元文3年（1738）	東山天皇
5	公遵法親王	享保7年（1722）～天明8年（1788）	元文3年（1738）	宝暦2年（1752）	中御門天皇
6	公啓法親王	享保17年（1732）～明和9年（1772）	宝暦2年（1752）	明和9年（1772）	閑院宮直仁親王
7	公遵法親王（再任）	享保7年（1722）～天明8年（1788）	明和9年（1772）	安永9年（1780）	中御門天皇
8	公延法親王	宝暦12年（1762）～享和3年（1803）	安永9年（1780）	寛政3年（1791）	閑院宮典仁親王
9	公澄法親王	安永5年（1776）～文政11年（1828）	寛政3年（1791）	文化6年（1809）	伏見宮邦頼親王
10	舜仁法親王	寛政元年（1789）～天保14年（1843）	文化6年（1809）	天保14年（1843）	有栖川宮熾仁親王
11	公紹法親王	文化12年（1815）～弘化3年（1846）	天保14年（1843）	弘化3年（1846）	有栖川宮韶仁親王
12	慈性法親王	文化10年（1813）～慶応3年（1867）	弘化3年（1846）	慶応3年（1867）	有栖川宮韶仁親王
13	公現法親王	弘化4年（1847）～明治28（1895）	慶応3年（1867）	明治元年（1868）	伏見宮邦家親王

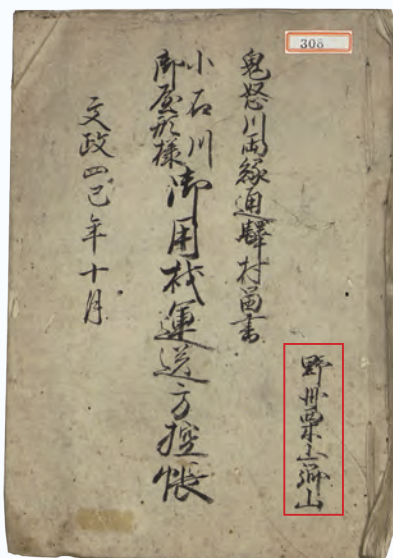
3-4 売木人と江戸商人の対立

日光神領内の山林が利益をもたらすものと考えたのは、売木人だけにとどまりませんでした。江戸の商人が栗山郷【図2】の村々に入り込み、材木を江戸へ大量輸送していました【資料28】。その一人が、江戸時代後期から幕末の史料に多く登場する深川東平野町的美濃屋善右衛門です。江戸の深川や本所には、材木問屋が数多く軒を連ねており、各地から材木が集められていました【資料16】（部分）。美濃屋は、水戸藩の御用商人として伐り出した材木を「御用材」として扱っていました【資料29】。

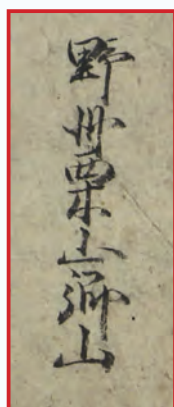
水戸藩の御用材を扱う美濃屋と神領組の売木人たちは、競合し、そして対立が生じました。自分たちの縄張を脅かされた神領組の売木人たちが、日光奉行所に訴え出したこととしては、「御用材」として伐採される材木よりも、筏を組む際の土台等に用いられるような材木に良材が使われている他、「御用材」に紛れて伐採が制限されている「御製木」が無断で大量に輸送されていると主張しています【資料30】。「御用材」に付随して伐り出される材木は、美濃屋が自由に扱うことができ、そのことを神領組の売木人たちは、大いに不満を持っていました。



▲【資料16】の部分
深川東平野町付近



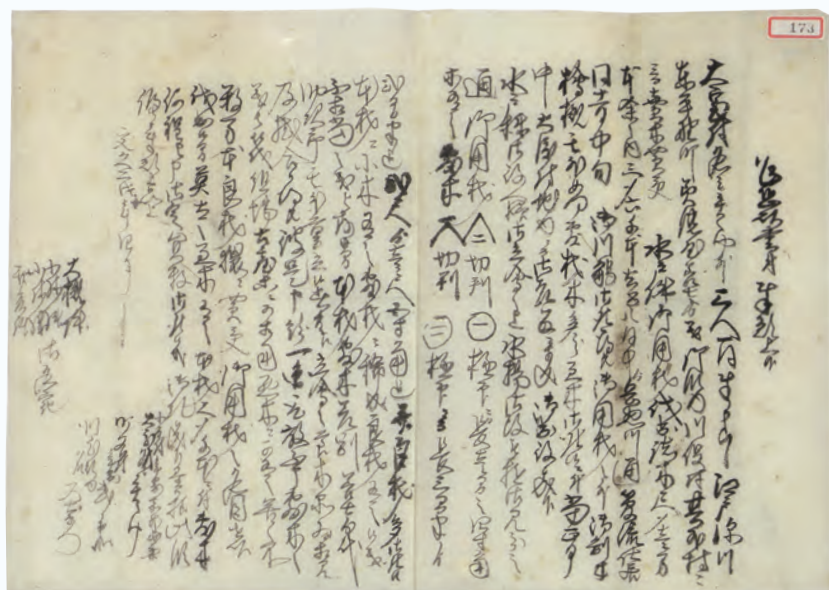
▲【資料28】鬼怒川両縁通駅村留書
小石川御屋形様御用材運送方控帳 文政4年（1821）
町谷渡邊俊郎家文書308 当館寄託



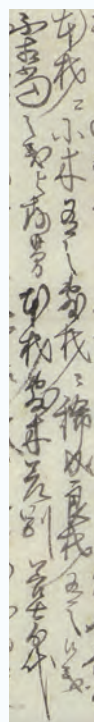
野州栗山郷山



▲【資料29】覚（川俣村郷山方伐出し候材木二付） 慶応2年（1866）
大室関根矢太郎家文書261 当館所蔵



▲【資料30】乍恐以書付奉願上候 文久2年（1862）
大室関根矢太郎家文書173 当館所蔵

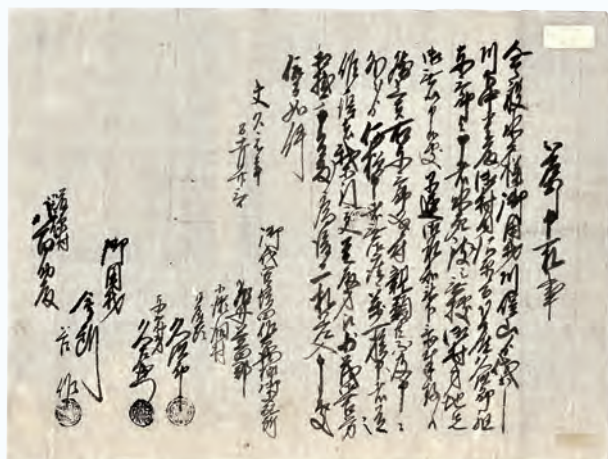


〈釈文〉
本材ニ小木有之、敷材ニ稀成良材有之候義、不相当之義と
存候（後略）
〈大意〉
（本来は）良材が多い御用材に小さい木を用い、敷材（本来は筏組場の土台に用いられるべき悪木）に非常に素晴らしい良材を用いていることは、ふさわしくないことと存じます（後略）

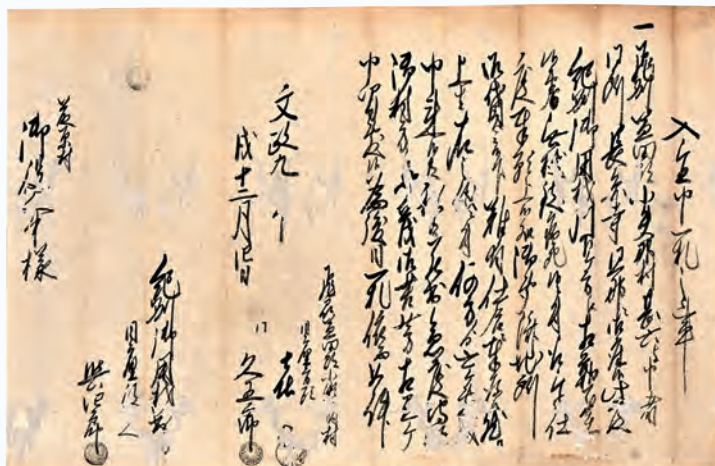
3-5 飛騨国の職人

栗山郷の木の伐り出しや管流には、飛騨国（現在の岐阜県北部）の杣などの職人が雇われています。飛騨国は良材の産地であり、高い技術を持つ職人がいました。【資料31】【資料32】ともに「日雇頭」「日雇方頭」の名前が見られることから、職人たちを束ねる者がいて、職人を他領へ派遣するための仕組みが整備されていたことも想像できます。

技術を持った職人であっても、木の伐り出しや管流には危険が伴ったため、下野国の地で亡くなる飛騨国の職人もいました【資料31】。【資料31】に現れる与三郎の死因は水死とあるので、作業中に鬼怒川に流され、溺れてしまったと考えられます。藤原村の土地を借りたこと、遺族が藤原村に対して不都合なことを言わないと書かれていることから、藤原村において与三郎の葬儀が行なわれたと思われます。飛騨国の職人は、事故死の他にも病死する者もあり、故郷から遠く離れた地で最期を迎えた人たちの存在が浮かび上がります【資料32】。また【資料32】では、「紀州御用材」とあるので、水戸藩だけでなく和歌山藩も鬼怒川沿いの材木を求めていることがわかります。



▲【資料31】差出し申一札之事 文久元年（1861）
藤原星七郎家文書 241 当館寄託



▲【資料32】入置申一札之事 文政9年（1826）
藤原星七郎家文書 237 当館寄託

おわりに

鬼怒川の流れを利用した筏による材木輸送は、明治時代の終わり（1900年代初め）頃まで続いていました。この頃、各地で鉄道が敷設されたことにより、物資の輸送に大きな転換が訪れました。明治23年（1890）に宇都宮・日光間で、大正8年（1919）に今市・藤原間で鉄道が開通し、迅速な大量輸送が実現しました【資料33】。

鉄道が敷設されたことにより、山間部と都市部が陸路でつながるようになり、川を利用した輸送は見られなくなっていきました。さらに護岸工事やダム・水力発電所などの設置により、江戸時代以前の河川の姿は徐々に見られなくなてしまいました。



◀【資料33】（鬼怒川温泉名勝）翠緑紺碧の水に映ゆる中岩附近の絶勝 近代 当館所蔵

高德にある中岩を上流から撮影した写真です。中岩には、鉄道が通るため橋が架けられました。鉄道の出現により、鬼怒川における道の役割は失われました。

用語解説

あ	い ^{いかだ} 筏…材木を幅 ^{しゃく} 6尺（約1.81m）・長さ ^{けん} 12間（21.72m）に組み立て（1敷 ^{しき} ）、材木の輸送に用いた。材木同士は蔓によって結ばれた。1敷の筏を2人の筏 ^{いかだのり} 乗が操った。🔗 6・9 ページ
	い ^{いかだ} 改 ^{あらためしよ} 所…鬼怒川沿いの宇都宮藩領のうち、上 ^{きぬがわ} 平 ^{うつのみやはん} 村（現在の塩谷町、一時期佐倉藩領）・阿久津村（現在のさくら市）・汗 ^{うわだいらむら} 村（現在の上三川町）に設置され、鬼怒川を通る筏や材木を厳格に監視した場所。🔗 7・8 ページ
	い ^{いかながし} 筏 ^な 流…木材を筏に組んで川に流し運搬すること。また、それを生業とする人。🔗 9・12 ページ
	い ^{いかなだ} 宿 ^{やど} …伐り出した材木を川下 ^{いこう} に送る途中、川筋で筏乗などの世話をしたり、のちには宿泊所を提供した者。🔗 7 ページ
	威 ^い 光 ^{こう} …人が自然におそれ従おうとする力。権威。威力。威勢。日光神領では、東照大権現や輪王寺宮の「御威光」が強 ^{にっこうじんりょう} く存在していた。🔗 12・13 ページ
か	お ^{おくらいり} 御 ^ご 蔵 ^{くら} 入…御蔵入地とも。幕府・大名の直轄地。この百姓を御蔵入百姓・御蔵百姓という。現在の日光市においては、三 ^{みよりごう} 依 ^{あいつはん} 郷 ^な の6ヶ村が会津藩の管理する南山御蔵入領に属した。🔗 2 ページ
	お ^{おたてやま} 御 ^ご 立 ^{たち} 山…領主が一般百姓の立入りを禁じ、狩猟・伐木を禁止した山。御立林。御林。日光神領には、お ^{おむらむら} 大 ^{だい} 室 ^{むろ} 村・小 ^こ 百 ^{びやく} 村・川 ^{かわむらむら} 室 ^{むらむら} 村・芹 ^{せりぬまむら} 沼 ^ま 村などにあった。🔗 2・3 ページ
	か ^{かし} 河 ^が 岸 ^し …河岸場・川岸場・川端・浜地とも。川岸で荷物の揚げ下ろしや旅客が乗り降りした船着場のこと。🔗 7・8 ページ
	か ^{かぶ} 株 ^ぶ …同業種で組織する株仲間の構成員が独占した権利。また、幕府や藩が特権を与えた商売上の権利。営業権。神領組 ^{じんりょうぐみ} の売 ^{ばい} 木 ^{ぼく} 人は、63株が維持されていた。🔗 9・10・11 ページ
	か ^{かんさつ} 鑑 ^{かん} 札 ^{さつ} …役所などが発行する許可・認可・免許などの証票。とくに営業を許可された商工業者が所持した木札や証状。🔗 9 ページ
さ	く ^{くだながし} 管 ^{くだ} 流…材木を一本ずつ川流しすること。🔗 6 ページ
	こ ^{こうせん} 口 ^{こう} 銭 ^{せん} …「くちせん」とも。問屋・仲買が生産者の荷主から徴収した手数料。🔗 8 ページ
	ご ^{ごうしょうにん} 御 ^ご 用 ^う 商人…御用達・御用聞・出入商人とも。幕府や諸藩に出入し、物品を納める特権を持った商人。反面、しばしば御用金 ^{みのやせんうえもん} を課せられた。材木を取り扱う美濃屋善右衛門は、水戸藩の御用商人だった。🔗 14 ページ
	ご ^{ごうぼく} 御 ^ご 用 ^う 木…「ごようぎ」とも。禁裏・幕府・諸藩が必要とした用材。領主の調達する木材。🔗 3・4・14 ページ
	さ ^{したくさ} 下 ^{した} 草 ^{くさ} …林の樹木の下に生える雑草などで、肥料や飼料として利用された。🔗 4 ページ
た	せい ^{せいぼく} 制 ^{せい} 木…領主により伐採を禁じられた樹木。🔗 14 ページ
	そ ^{そま} 杣 ^ま …材木を伐り出すことを職業とする人。🔗 2・15 ページ
	ど ^{どぼ} 土 ^ど 場…伐採した材木を集積しておく所。または、上流から河川を利用して流された材木を陸揚げする所。現在の日光市で土場が存在していた場所は今市宿・大桑村・川室村・針貝村・小林村・原宿村・高德村などである。🔗 6・7 ページ
	な ^{なな} 仲間…同業の商工業者が結成した組合。下野国内の売木人仲間には、日光神領の村々を中心とした神領組・宇都宮藩領の村々を中心とした川辺組などが存在した。🔗 8・9 ページ
	の ^{のうかん} 野 ^の 間…のうま、農之間とも。農事の合間。農閑期。筏を流す売木は、農間に行なわれた。🔗 5 ページ
は	の ^{のび} 野 ^の 火…山林原野に火を放つこと。また、野山の火事、不審火のこと。🔗 4 ページ
	ひ ^{ひやくしょうぼやし} 百 ^{ひやく} 姓 ^{しょう} 林…抱林・百姓持山・百姓立林・百姓持林・百姓一人林・百姓山などとも。領主が管理する御林にたいし、百姓が個人で所持する山林。ただし、良材の伐採には領主の制限が加えられた。🔗 2 ページ
	む ^{むらやま} 村 ^{むら} 山…郷山とも。村全体で管理・利用した山。🔗 14 ページ

協力者（敬称略）

後藤文彦 星一成 山崎真澄 渡邊康郎

参考文献

阿部昭「近世における鬼怒川上流域の筏流し」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和六十年年度、財団法人徳川黎明会、1986）、平野哲也「江戸時代における川利用の多様性と諸生業の共存—西方郷と小倉川—」（『栃木県立文書館研究紀要』第15号、栃木県立文書館、2011）、阿部昭『近世村落の構造と農家経営』（文献出版、1988）、竹末広美『下野の水路—鬼怒川水系をゆく』（随想舎、2021）、渡辺尚志『江戸・明治百姓たちの山争い裁判』（草思社、2021）、渡辺尚志『百姓たちの水資源戦争 江戸時代の水争いを追う』（草思社、2022）、今市市史編さん委員会編『いまいち市史』史料編・近世Ⅲ（今市市、1976）、今市市史編さん委員会編『いまいち市史』通史編Ⅲ（今市市、1998）、今市市史編さん委員会編『いまいち市史』通史編Ⅳ（今市市、2004）、氏家町史作成委員会編『氏家町史』上巻（氏家町、1983）、家世実紀刊本編纂委員会編『会津藩家世実紀』第1巻（吉川弘文館、1975）、家世実紀刊本編纂委員会編『会津藩家世実紀』第2巻（吉川弘文館、1976）、佐藤常雄・徳永光俊・江藤彰彦編『日本農書全集』第68巻 本草・救荒（社団法人農山漁村文化協会、1996）、塩谷町史編さん委員会編『塩谷町史』第四巻 通史編（塩谷町、1997）、栃木県立博物館編『平成二十六年年度企画展江戸とつながる川の道—近世下野の水運—』（栃木県立博物館、2014）、栃木県林務部編『栃木県林政史』上巻（栃木県、1957）、豊岡村誌編集委員会編『豊岡村誌』（今市市豊岡公民館、1965）、日光市史編さん委員会編『日光市史』中巻（日光市、1979）、『栃木の水路』（栃木県文化協会、1979）